

「伊方原発3号機、広島高裁が停止命令」

2017年12月18日

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求め、広島市の住民たちが申し立てた仮処分の即時抗告審で、13日、広島高裁の野々上友之裁判長は、「2018年9月30日まで伊方原発3号機を運転してはならない」と言い渡した。福島原発事故後、原発の新規制基準が設定された。原子力規制委員会が、これに適合するかどうかを判断し、適合とされた原発の再稼働を国と電力会社は押し進めている。規制委員会は「安全だと言っている訳ではない。新規制基準に適合していると判断した」と言っている。住民たちは適合判断に納得せず、危険だと再稼働の差し止め訴訟を起こしてきた。福島原発事故後、最初に運転を認めないと判断したのは福井地裁で、関西電力大飯原発に関して「地震対策に構造的欠陥がある」と判決した。関電が控訴し、名古屋高裁金沢支部で、福井地裁の判決をひっくり返し、再稼働に向けて計画が進んでいる。高浜原発では、大津地裁が「関電の主張程度では、公共の安心、安全の基準達していると考えるのはためらわざるを得ない」と差し止めを認めた。しかし、関電の抗告に対し、大阪高裁は地裁の判決を取り消し、再稼働を容認した。下級審では住民が勝訴しても、上級審に行くと、政府、電力会社寄りの判決が出される。今回初めて、二審の広島高裁で停止命令判決が出され、注目されている。

広島高裁の判決は、阿蘇山の噴火の危険性を大きく取り上げている。規制委員会が策定した「火山ガイド」は、安全性審査の内規は下記のように規定している。原発から半径160km以内にある火山が活動する可能性がある場合、その活動が小さいかを調査する。小さいと判断できない時は、噴火規模を推定する。推定できない時は、過去最大の噴火規模を想定し、火砕流が原発に達する可能性が小さいかを評価する。その可能性が小さいと評価できない時は、原発の立地は不適となり、立地することを認めない。阿蘇山から伊方原発までは130kmで、「ガイド」の範囲内であるから、過去最大の噴火を想定し、火砕流が原発まで達する可能性を評価しなければならない。

約9万年前に起こった阿蘇山の噴火から想定すると、火砕流は伊方原発に達する。これを根拠に差し止めを命じたのである。判決の結論は「火山の影響による危険性について伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会は不合理で、申し立て人らの生命、身体に具体的危険があることが事実上推定されるから、申し立ては立証されたといえる。」火山国、地震国に住んでいることを再確認した判決である。この判決は、他の裁判にも影響が及ぶであろう。日本では、原発は立地できないということである。安倍晋三首相はトランプ大統領に戦争を煽るような発言をしているが、原発にミサイルを撃ち込まれたら、日本に住めなくなることを認識しているのであろうか。

更に、伊方原発の西に、佐田岬半島が豊後水道に突き出ている。ここに、五千人の住民が暮らしている。陸からも海からも避難は困難で、住民の命が軽視されている。

弁護団の河合弘之弁護士は、判決を受け、裁判所から出てきた時、「勝った」と大声を上げ、「流れを変えた。国と四国電力は反省し、原発縮小に転換を」と訴えていた。しかし、四国電力は、同高裁に異議を申し立て、仮処分の執行停止を求めると言っている。

ドイツは人類史の哲学的、倫理的視点に立って、真っ先に脱原発に切り替えた。原発大国と言われたフランスも政策を転換した。どんなに「安全神話」を吹聴しても、人間のすることには間違いが起き、事故が起これば取り返しがつかない。今回の判決を受け、脱原発に向かうように、国民が声を上げる時である。